

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第55号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和58年新潟県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(任意入院者の症状等の報告) 第25条 条例第10条第1項の規則で定める者は、法第38条の7第1項又は第40条の6第1項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと認められる者とする。 2～4 (略)	(任意入院者の症状等の報告) 第25条 条例第10条第1項の規則で定める者は、法第38条の7第1項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと認められる者とする。 2～4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。